

湖西市下水道事業経営戦略検討会設置要綱

(設置)

第1条 湖西市は、下水道事業について経営戦略を策定するに当たり、外部有識者に幅広い見地から意見等を聴取するため、湖西市下水道事業経営戦略検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 投資計画に関すること
- (2) 財政計画に関すること
- (3) 効率化、経営健全化に関すること
- (4) その他経営戦略の検討に関すること

(委員)

第3条 検討会の委員は、前条に掲げる事項に関する学識経験者及び下水道事業に関する識見を有する者から市長が選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、選任を受けた日から検討が終了した日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第5条 検討会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、検討会を代表し、会務を統括する。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、検討会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、委員長が必要と認めるときに、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が未決定の場合は、市長がこれを招集することができる。

- 2 検討会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 検討会の会議は、原則として公開するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て、会議を非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、湖西市環境部下水道課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月2日から施行する。